

## 3 学友会規約

### 1. 大妻女子大学千代田校学友会規約

#### 第1章 総則

第1条（名称） 本会は大妻女子大学千代田校学友会と称す。

第2条（目的） 本会は学内における学科学年を区別することなく本大学の学風に則し、自主協同の精神を養い学生生活の向上と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条（会員） 本会は大妻女子大学に在学する学生をもって会員とする。

第4条（会長） 正副学友会長は全会員による直接選挙によって選出される。会長は本会における最高責任者であり、本会におけるすべての事を把握する権利と義務を有する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

第5条（会費） 本会会員は学友会費年額 1,800 円を前期の初めに納入しなければならない。

第6条（会計年度） 会計は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第7条（所在） 本会の事務所は本大学構内に置く。

#### 第2章 組織

本会は目的達成のため次の機関を置く。

第8条（常任組織） 総会、執行部（正副学友会長、書記、広報、会計、渉外）、学友会委員会、総務委員会、厚生委員会、体育祭実行委員会、文化部連絡協議会、体育部連絡協議会、会計監査委員会、千代田祭実行委員会。

第9条（臨時組織） 選挙管理委員会

##### 第1節 常任組織

###### 第1. 総会

第10条（構成） 総会は本会全会員をもって構成する。

第11条（性質） 本会最高の議決機関であり、全会員は本総会に出席する権利と義務を有する。

第12条（招集）（1） 本総会の開催は、年2回をもって定例とし学友会長がこれを招集する。これを通常総会と称する。

（2） 本会全会員の1/3以上の要請がある場合及び、学友会長が必要と認めた場合は、学友会長がこれを招集する。

第13条（議決）（1） 議決に際しては出席会員の過半数を要する。

（2） 可否同数の場合は学友会長の決するところによる。

###### 第2. 執行部委員

第14条（構成） 本会全会員の中から立候補者を募り、学友会長の任命により執行部委員を構成する。

第15条（任務） 学友会の目的達成のための執行機関である。

###### 第3. 執行部会

第16条（構成） 正副学友会長と執行部委員よりなる。

第17条（任務） 学友会の活動目的達成のための執行部の意見を総括する。

第18条（招集） 本会は学友会長の招集によって定期的に開催する。その他必要に応じて学友会長の招集によって臨時執行部会を随時開催することができる。

第19条（成立）（1） 本位は本会全委員の過半数の出席を必要とする。定員に満たない場合は流会と

する。

(2) 流会の際には翌日より2日以内に同一議題をもって1/3の出席により本会を開催することができる。

第20条(議決)出席全委員の過半数を要し、可否同数の場合は学友会長の決するところによる。

#### 第4. 委員会

##### 1. 学友会委員会

第21条(構成)本委員会は各クラスより2名ずつ選出された学友会委員よりなる。

第22条(任務)クラス内の学友会に対する意見の統括及び反映を行う。

第23条(招集)本委員会は学友会長の招集によって開催する。

第24条(議決)(1)議決に際しては、出席会員の過半数を要する。

(2) 可否同数の場合は、学友会長の決するところによる。

##### 2. 総務委員会

第25条(構成)本委員会は各クラスにより2名ずつ選出された総務委員よりなる。

第26条(任務)(1)クラスの総括およびクラス指導主任、研究室、事務担当部署との密接な関係を保つために常に相互間の連絡をとる。

(2) その他総務に関する一切を行う。

第27条(招集)本委員会は学友会長の招集によって開催する。

第28条(議決)(1)議決に際しては、出席会員の過半数を要する。

(2) 可否同数の場合は、学友会長の決するところによる。

##### 3. 厚生委員会

第29条(構成)本委員会は各クラスにより2名ずつ選出された厚生委員よりなる。

第30条(任務)(1)校内の美化、清掃。

(2) 学友会の保健衛生に関するすべてのことを行う。

(3) その他厚生に関する一切を行う。

第31条(招集)本委員会は学友会長の招集によって開催する。

第32条(議決)(1)議決に際しては、出席会員の過半数を要する。

(2) 可否同数の場合は、学友会長の決するところによる。

##### 4. 体育祭実行委員会

第33条(構成)本会全会員の中から立候補者を募り、学友会長の任命により執行部委員を構成する。

第34条(任務)スポーツフェスティバルにおけるすべてのことを執行する。

##### 5. 文化部連絡協議会

第35条(構成)(1)本会は体育関係を除く課外活動団体より成立し、各課外活動団体の文化部連絡協議員1名ずつよりなる。

(2) 本会は全文化部連絡協議員より互選された会長1名を置く。

第36条(任務)本会に属する課外活動団体の連絡調整及び活動の促進をはかる。

第37条(招集)本会は本会会長の招集によって開催する。

第38条(議決)(1)議決に際しては出席会員の過半数を要する。

(2) 可否同数の場合は本会会長の決するところによる。

##### 6. 体育部連絡協議会

第39条(構成)(1)本会は体育関係の課外活動団体より成立し、各課外活動団体の体育部連絡協議員1名ずつよりなる。

(2) 本会は全体育部連絡協議員より互選された会長1名を置く。

第40条(任務)本会に属する課外活動団体の連絡調整及び活動の促進をはかる。

I 大学情報

II 学籍・学生証

III スキャンパス

IV 学内関連

V 附属施設

VI 海外研修プログラム

VII 災害時の対応

VIII 学友会

IX 学費等

X 関連団体等

XI その他

XII 規程

I 大学情報

第41条（招集）本会は本会会長の招集によって開催する。

第42条（議決）（1）議決に際しては出席会員の過半数を要する。

（2）可否同数の場合は本会会長の決するところによる。

7. 千代田祭実行委員会

II 学籍・学生証

第43条（構成）本会全会員の中から立候補者を募り、学友会長の任命により執行部委員を構成する。

第44条（任務）千代田祭におけるすべてのことを執行する。

8. 会計監査委員会

III スカイインバ

第45条（構成）本委員会は全会員の直接選挙によって選出された委員よりなる。

第46条（性質）本委員は常に第三者的立場を保ち、学生総会以外の如何なる委員会の干渉も受けない。

第47条（任務）（1）定期的に会計監査を行う。

（2）年度末の各委員会の決算報告の監査を行う。

IV テム内シス  
学内関連

第2節 臨時組織

第1. 選挙管理委員会

規約は後述の「学友会選挙規約」による。

V 附属施設

〔学友会選挙規約〕

第1章 選挙管理委員会

第1条（構成）（1）本委員会は各クラスより2名ずつ選出された選挙管理委員よりなる。

（2）本会委員の互選により正副委員長1名ずつ置く。

VI 海外研修・留学プログラム

第2条（任務）本委員会は学友会の健全な発展のために選挙及びその一切の管理を公明正大に行う。

第3条（招集）本委員会は選挙管理委員長の招集によって開催する。

第4条（議決）（1）議決に際しては出席会員の過半数を要する。

（2）可否同数の場合は本会委員長の決するところによる。

VII 災害時の対応

第5条 本委員は一切の選挙運動に関する活動を行うことができない。

第2章 選挙権及び被選挙権

VIII 学友会

第6条 大妻女子大学に在籍する学生は正副学友会長、会計監査委員の選挙権及び被選挙権を有する。

第7条 卒業学年時の会員は総選挙の際には選挙権のみを有する。

IX 学費等

第3章 選挙

1. 公示

第8条 選挙は毎年11月とし、選挙管理委員会により選挙日を全学生に公示する。

第9条 当選者氏名は学生総会において公示する。

X 関連団体等

2. 立候補

第10条 立候補者は自薦他薦共に認める。

第11条 立候補者は選挙管理委員会に申請する。

XI その他

3. 選挙運動

第12条 選挙運動は立候補申請日と同時に開始し投票前日までとする。

第13条 各立候補者のポスターは必ず本委員会の承認を得なければならない。枚数は5枚以内とする。

XII 規程

第14条 選挙に関する一切の不正行為を行ってはならない。

第15条 本委員会は選挙運動に関して不適当と認めた場合はその運動を禁止しその候補者の資格を取り下げることができる。

#### 4. 投票

第16条 投票は選挙管理委員会の定めた用紙、方法に従わなければならない。代理及び不在投票は認めない。

第17条 その他は本委員会の指示に従う。

#### 5. 開票及び当選者の決定

第18条 開票は選挙管理委員会のもとで即時行い各候補につき1名の開票立会人を設ける。ただし、立候補者は立会人にはなれない。

第19条 定められた用紙を使用しないもの、記載文字の確認できないもの、その他選挙管理委員会の指示に従わなかったものは無効投票とする。

### 第3章 補則

第48条（改廃）この規約の改廃は、総会において出席会員の過半数の承認を要する。

#### 附則

この規約は、平成29年12月7日から施行する。

## 2. 大妻女子大学多摩校校友会規約

### 第1章 総則

第1条 本会は、大妻女子大学多摩校校友会と称する。

第2条 本会は、大妻女子大学多摩キャンパスに在籍する全学生をもって構成する。

第3条 本会は会員相互の親睦、個々の人格の向上、学生生活の充実を図ることを目的とする。

第4条 本会の本部は、大妻女子大学多摩校に置く。

### 第2章 組織

第5条 本会は、その目的達成のため、次の各号の機関を置く。

- 一 学生総会
- 二 代議員会
- 三 常任委員会
- 四 クラス委員会（総務・厚生・体育）
- 五 文化部連絡協議委員会・体育部連絡協議委員会
- 六 多摩祭実行委員会

2 本会は臨時組織として以下の機関を置くことができる。

- 一 選挙管理委員会

第1節 学生総会

第6条 学生総会は、本会の最高議決機関である。

第7条 学生総会は、全学生をもって構成する。

第8条 学生総会は、次の各号の議決を行う。

- 一 多摩校校友会の規約に関する事項
- 二 予算及び決算に関する事項
- 三 その他学生の自治に関する重要な事項

第9条 定例の学生総会は、原則として、校友会長の招集により年2回開催するものとする。

2 臨時の学生総会は、全会員の1/3以上の要請がある場合及び校友会長が必要と認める場合に、

I 大学情報

II 学籍・学生証

III スキャンパス

IV 学内シナジー

V 附属施設

VI 海外研修・留学プログラム

VII 災害時の対応

VIII 校友会

IX 学費等

X 関連団体等

XI その他

XII 規程

学友会長の招集により開催するものとする。

第10条 学生総会の議案は、代議員会が提出する。

第11条 学生総会は全会員の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決される。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第2節 代議員会

第12条 代議員会は、各クラスより選出された代議員2名をもって構成する。

第13条 代議員の任期は、後期学生総会が開催される月から、翌年の11月までとする。

2 1年生の前期の任期は4月から11月までとする。

3 代議員は任期終了後であっても、各クラスからの後任者が就任するまでその職務を行う。

第14条 代議員会は、多摩校学友会に関する次の各号の審議を行う。

- 一 学生総会への提出議案に関する事項
- 二 運営方針等に関する事項
- 三 予算及び決算に関する事項
- 四 役員の選出に関する事項
- 五 多摩校学友会の規約に関する事項
- 六 その他必要と認める重要な事項

第15条 定期の代議員会は、常任委員会の招集により、原則として月1回開催するものとする。

2 臨時の代議員会は、常任委員会が必要と認める場合及び代議員の1/3以上の要請がある場合に、常任委員の招集により開催するものとする。

第16条 代議員会は、代議員の1/2以上の出席をもって成立し、決定は出席学生の過半数以上の票決によって行う。

第3節 常任委員会

第17条 常任委員会は、本会の最高執行機関である。

第18条 常任委員会は、原則として次の各号の委員等をもって構成する。

- 一 学友会長 1名
- 二 学友会副会長 2名
- 三 会計委員長 1名
- 四 書記委員 2名
- 五 会計監査 1名

第19条 学友会長及び副会長は代議員の中より選出し、他の常任委員は会長の指名により代議員の中より選出する。

2 学友会長及び副会長の選挙については別に定める。

第20条 常任委員の任期は、会長が選出されたその月から、翌年の11月の新役員選挙終了後までの1年とする。

2 常任委員は任期終了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第21条 常任委員会は、学友会長の招集により開催され、常任委員会の決議は、出席委員の過半数以上の合意を必要とする。

第22条 常任委員会は、多摩校学友会を代表して活動する。

第4節 クラス委員

1. 総務委員会

第23条 総務委員会は、各クラスより2名ずつ選出された総務委員をもって構成する。

第24条 総務委員の任期は1年とする。

第25条 総務委員会は、クラス内の多摩校学友会に対する意見の総括及び反映を行う。

## 2. 厚生委員会

第 26 条 厚生委員会は、各クラスより 2 名ずつ選出された厚生委員をもって構成する。

第 27 条 厚生委員の任期は 1 年とする。

第 28 条 厚生委員会は、次の各号の事項を行う。

- 一 校内の美化、清掃に関すること
- 二 会員の保健衛生に関すること
- 三 その他厚生に関する一切の事項

## 3. 体育委員会

第 29 条 体育委員会は、各クラスより 2 名ずつ選出された体育委員をもって構成する。

第 30 条 体育委員の任期は 1 年とする。

第 31 条 体育委員会は、すべての体育に関する事項をつかさどる。

第 5 節 文化部連絡協議委員会・体育部連絡協議委員会

第 32 条 文化部連絡協議委員会（以下文連という）は体育関係を除くクラブ・同好会の代表者（以下文連委員という）によって組織される。

第 33 条 文連は次の各号の事項を行う。

- 一 文連に所属するクラブ・同好会の連絡調整及び活動の促進
- 二 千代田校文連との連絡調査
- 三 新設団体の加盟審査及び昇格希望団体の資格審査
- 四 その他、クラブに関する事項

第 34 条 文連は文連委員の互選により委員長 1 名を置く。

第 35 条 文連は委員長の招集により随時開催することができる。

第 36 条 その他文連の運営に関し必要な事項は、別途文連が定める。

第 37 条 体育部連絡協議委員会（以下体連という）は体育関係のクラブ・同好会の代表者（以下体連委員という）によって組織される。

第 38 条 体連は次の各号の事項を行う。

- 一 体連に所属するクラブ・同好会の連絡調整及び活動の促進
- 二 千代田校体連との連絡調整
- 三 新設団体の加盟審査及び昇格希望団体の資格審査
- 四 その他、クラブに関する事項

第 39 条 体連は体連委員の互選により委員長 1 名を置く。

第 40 条 体連は委員長の招集により随時開催することができる。

第 41 条 その他体連の運営に関し必要な事項は、別途体連が定める。

第 6 節 多摩祭実行委員会

第 42 条 多摩祭実行委員会は、各クラスより 2 名ずつ選出された実行委員会をもって構成する。

- 一 多摩祭実行委員会は、多摩祭実行委員より選出された正・副委員長 1 名ずつを置く。
- 二 多摩祭実行委員会の組織は、多摩祭実行委員会において協議し、代議員会の承認を得た後決定する。

第 43 条 多摩祭実行委員会は、多摩祭（文化祭）におけるすべてのことを執行する。

第 44 条 多摩祭実行委員会は、委員長の招集によって、随時開催することができる。

第 45 条 多摩祭実行委員会は、原則として、全委員の過半数以上の出席をもって成立する。

第 46 条 多摩祭実行委員会の議決は、出席委員の過半数以上の合意を必要とする。ただし、代議員会の承認を得なければ、その議決に対する執行権を有しない。

### 第3章 会計

第47条 本会の経費は、学友会費、寄付金等の収入をもってこれに充てる。特に必要と認める場合には、学生総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

第48条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第49条 会計は常任委員会がこれを管理する。

第50条 常任委員会は、予算案及び決算報告書を作成し、代議員会の審議をうけ、さらに学生総会において承認を得なければならない。

第51条 会員は、会費を納める義務を負う。

### 第4章 補則

第52条 この規約の改正は、代議員会が発議し、学生総会において、出席学生の過半数の合意をもって成立する。

#### 附則

(略)

#### 附則

この規約は、平成11年5月28日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年12月4日から施行する。

#### (正副学友会長選挙規則)

第1条 多摩校学友会正・副会長の選挙にあたっては、学生総会において全学生の投票をもって行う。

第2条 多摩校学友会正・副会長候補者は代議員の中より、立候補または推薦により選出する。

第3条 卒業年次の会員は選挙権のみを有する。

第4条 多摩校学友会は学生総会において、正・副会長立候補者の意見を出来るだけ全学生に発表できるように配慮しなければならない。

第5条 選挙については代議員会が選挙管理委員をたて、それが管理する。

第6条 選挙については多摩校学友会会長が選挙管理委員長を務め、公正かつ厳粛に選挙を実施する。

第7条 選挙管理委員会は選挙の期日について7日前までにこれを告示しなければならない。

第8条 多摩校学友会正・副会長に立候補するものは告示後、選挙の2日前までに選挙管理委員会に届けなければならない。

第9条 選挙については後期学生総会において実施する。